

## 令和2年度第1回岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会議事録

- 1 日 時 令和2年7月8日（水）午後2時から午後2時30分まで
- 2 場 所 岐阜市役所本庁舎低層部4階 全員協議会室
- 3 出席委員 今井委員、山田委員、服部委員、上野委員、小川委員、安藤委員、石原委員、森下委員、若山委員、石井委員、高橋委員、竹市委員、西垣委員
- 4 欠席委員 鈴木委員、縄田委員
- 5 出席した事務局の職員  
早川教育長、田中事務局長、原事務局参与兼次長、野田次長兼教育課題対策審議監、深尾次長兼教育政策課長、井上特例校準備審議監兼室長、松巾学校教育審議監兼学校指導課長、中島学校保健課長、岡本教育政策課係長、古田学校指導課係長、古田教育政策課主任、山田教育政策課主事
- 6 日 程
  - (1) 開会
  - (2) 委嘱状の交付
  - (3) 教育長あいさつ
  - (4) 通学区域審議会の概要について
  - (5) 正副会長の選出及びあいさつ
  - (6) 議事
    - ① 「厚見小学校及び厚見中学校」並びに「長森西小学校及び長森中学校」の通学区域について
    - ② 「岐阜市立草潤中学校」の通学区域について
  - (7) 閉会

## 日程（１）～（５）

### 開会、委嘱状の交付、教育長あいさつ、通学区域審議会の概要について、 正副会長の選出及びあいさつ

**○次長兼教育政策課長** 定刻となりました。岐阜市小学校及び中学校通学区域審議会条例第6条第2項により、過半数の委員の出席を満たしておりますので、審議会を開催させていただきます。

私、本日の進行を務めさせていただきます教育委員会事務局次長兼教育政策課長の深尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多用のところを通学区域審議会にご出席頂き、ありがとうございます。

それでは、只今から令和2年度第1回岐阜市小学校及び中学校通学区域審議会を開催いたします。

本日の配布物といたしまして、お手元に委嘱状、座席表、諮問書の写し、長森中学校通学路図、資料集及びお持ち帰り用の封筒を準備させていただきました。ご確認をお願いします。

なお、資料集につきましては、過日にお渡しをさせていただいておりますが、改めて同様の資料を配布してございます。

全ての資料、おそろいでしょうか。

なお、委員の皆様への委嘱状でございますが、本来お一人お一人にお渡しするところではございますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、皆様の机上にご用意させていただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議に先立ちまして、教育長が皆様にご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、お集まり頂きましてありがとうございます。

児童生徒がどこの学校に通うか決める際の判断基準として設定した区域を指定学区と言いますが、指定学区に住む児童生徒数によって学級数が決まり、その学級数に応じて教員の配当数が決まるという、学校の大元の決まりの基になるわけでございます。

この指定学区を決めるに当たって、教育委員会の諮問機関として条例によってこの会議が位置づけられており、頂いた答申に基づいて教育委員会会議で議決して指定学区が決ま

っていくという段取りになっております。

ぜひ皆さんにいろいろご意見を頂きまして、会議が滞りなく進むようお願い申し上げて、私の挨拶にしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**○次長兼教育政策課長** それでは次に、本審議会の概要について説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料集別冊の2ページをよろしくお願ひいたします。

岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例第1条の規定によりまして、当審議会は教育委員会の諮問機関となっております。諮問に応じまして、市立小中学校の通学区域の設定、変更に関する事項の調査と審議を通じて、その意見を教育委員会へ答申する役割が求められております。

続きまして、正副会長の選出をお願いしたいと存じます。

正副会長の選出は、同審議会条例第5条の規定に基づき、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

**○委員** 事務局に一任します。

**○次長兼教育政策課長** 事務局に一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○次長兼教育政策課長** それでは、事務局からご提案させていただきます。

会長には岐阜大学の山田敏弘様、副会長には岐阜市自治会連絡協議会の上野裕道様をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○次長兼教育政策課長** それでは、会長には岐阜大学の山田敏弘様、副会長には岐阜市自治会連絡協議会の上野裕道様ということで、よろしくお願ひいたします。

お手数をおかけいたしますが、正副会長さんにはそれぞれ席にご移動をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に先立ちまして、山田会長様より一言ご挨拶をお願いいたします。

**○会長** 今日は、岐阜大学から来るときに長良川があふれそうで、ほんとうに怖い思いをして橋を渡ってまいりました川北の人間でございます。今日なんかの雨を見ると、安全に通えるということが大変重要だと分かります。そのようなことで、今日ご審議のほど、子どもたちの安全のためにという観点からご意見を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

**○次長兼教育政策課長** ありがとうございます。

それでは、ここからは、山田会長に進行をお願いしたいと存じます。

山田会長、よろしくお願いいたします。

**○会長** それでは、座ったままで失礼いたします。

令和2年度第1回岐阜市小学校及び中学校通学区域審議会の次第に従いまして進行を務めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領3の規定に基づき、本会議の公開または非公開についてですが、現在、傍聴にお越しの方がおみえですので、お諮りいたします。

今回につきましては、何ら非公開とすべき議事がございますので、したがって、本会議を公開で行うということに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○会長** 異議なしと存じますので、本会議を公開といたします。

なお、本会議は公開でありますので、岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領5の規定に基づきまして、本会議の会議録は公開をいたします。各委員におかれましては、この旨、ご承知おきをお願いいたします。

## 日程(6)

### 議事①「厚見小学校及び厚見中学校」並びに「長森西小学校及び長森中学校」の通学区域について

**○会長** それでは、議事を進めてまいります。

次第6、議事①「厚見小学校及び厚見中学校」並びに「長森西小学校及び長森中学校」の通学区域についてです。諮問書につきましては、皆さんのお手元に諮問書の写しが配布されていると思いますので、ご確認頂いた上で、事務局からご説明を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

**○学校教育審議監兼学校指導課長**（諮問について説明）

**○会長** それでは、審議を始めたいと思います。

諮問につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

**○委員** 地元の皆さんにとって、懸案となっていたことだったと思いますが、何年ぐらいで今日に至ったのでしょうか。

**○学校教育審議監兼学校指導課長** 正確な年数は把握しておりませんが、もう何十年といったところになります。

**○会長** 長年の懸案事項であったということですね。

そのほか、いかがでしょうか。

**○委員** 原則100%の同意が必要であると承知していましたが。今回は86.6%の同意ではありますが、いろいろな条件を当てはめ、みなし100%と判断されたという説明だったと思います。今後はこれが前例となるのか、特例となるのか、そもそもみなし100%という判断は今までにあったのかどうか、教えていただけますか。

**○学校教育審議監兼学校指導課長** みなし100%の判断は、今まではございませんでした。様々な諸条件を鑑みて判断することが必要だと存じます。

**○委員** 86.6%の同意率で反対意見はなかったというお話でしたが、残りの13.4%の人々は反対ではないが同意はしていないということでしょうか。

**○学校教育審議監兼学校指導課長** 反対の意見はありませんが、回答が頂けなかったところでございます。

**○会長** 通学している児童生徒や未就学児の保護者など、これから学校に通うであろうところについては全て同意を頂いていると聞いておりますので、学校に通う、該当する人については、全て同意が得られたという判断と考えておりますが、いかがでしょうか。

**○委員** 将来にわたって、「なぜ変えたのか」と思う人は現れないということと理解しました。

**○会長** 適切なお質問、ありがとうございます。

そのほかにはありますでしょうか。

昨今都市化が進み、昔の村のような状態ではないので、どうしても100%同意は難しく、当事者の合意を得てということに進んでいくことは、時代の流れだと認識しております。

特に反対意見がございませんようですので、諮問内容については適当であると認められる旨の答申を教育委員会に提出したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○会長** ありがとうございます。

それでは、答申について事務局より案を示させていただきます。

事務局、配布をお願いいたします。

それでは、答申案につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。

ご意見はないようですので、こちらの答申案を答申と修正いたしまして教育委員会に提出したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○会長** ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、本日付で私のほうから教育委員会に対して答申させていただきます。

## 議事②「岐阜市立草潤中学校」の通学区域について

○**会長** もう一題ございます。議事②岐阜市立草潤中学校の通学区域についてです。

諮問書につきましては、委員の皆さんのお手元に諮問書の写しが配布されていると思いますので、ご確認をお願いします。

それでは、事務局から諮問の説明をお願いいたします。

○**特例校準備審議監兼室長** （諮問について説明）

○**会長** それでは、審議を始めたいと思います。

諮問につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○**委員** 市内全域から通うことが可能になった場合、バスで通う生徒の割合が高いと思われます。バスの便が非常に不便な岐阜市の郊外から通う生徒に何か対処を考えてみえるのかということとバス代などの補助を考えてみえるのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○**会長** 事務局からお願いします。

○**特例校準備審議監兼室長** 説明不足で申し訳ございません。

現在、岐阜市教育委員会学校指導課で、遠距離通学の補助制度を設けております。小学校で片道4キロ以上、中学校で片道6キロ以上の距離を通学する児童生徒に対して、補助金を支給しております。

なお、特別支援学級に関わり、指定された学校に該当の特別支援学級がない、または通級指導教室に通うために他の校区の学校に通う場合などがございますので、特別支援に関わる遠距離通学につきましては、先ほどの基準の半分にあたる、小学校で片道2キロ、中学校で片道3キロ以上の距離を通学する児童生徒について、補助金を支給しております。

補助金額は、公共交通機関の通用期間6か月の定期券金額を12で割った金額を1か月分として、通学した月数を支給することとしています。ただし、公共交通機関を利用せず、保護者の送迎によって通学する場合は、公共交通機関を利用した場合の半額の補助となっています。

これを1つ基本にしながら、この草潤中学校の生徒につきましても、遠距離通学の制度

を明確にしていきたいと思っております。予算も伴うことですので、今後、制度設計をきちっとした上でお諮りをさせていただこうと思っております。

**○会長** よろしいですか。

私は岩野田というところに住んでおりますが、急にバス代が跳ね上がりますので、そういった措置があると大変助かると思います。

そのほか、いかがでしょうか。

**○委員** 自転車通学は最初から考えてはいけないのでしょうか。

**○特例校準備審議監兼室長** 通学方法につきましては、児童生徒及び保護者の意向を大切にしながら、徒歩、自転車、公共の交通機関、保護者の送迎等、全ての手段から安全面に十分配慮した上で認めていく方向で現段階は考えております。

**○委員** 自転車通学をする条件はございますか。

**○特例校準備審議監兼室長** 現段階では、岐阜市全域からの自転車通学は想定していないところもございますので、それも含めて細かな指定や遠距離通学の補助について検討していきたいと思っております。

**○会長** ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

以前、草潤という名前がどのように決定したのですかと伺いましたら、漢籍から取られたということで、そういった由緒あるつけ方をなされたということも1つポイントなのかなというところでした。

草が潤うというふうに、草が主語になり、動詞が続く。要するに、子どもたちが自ら潤っていきこうという自動詞であるところが非常に感銘を受ける点です。何かを育てようとか、してあげようとかということではなく、育っていくのを助けるという思いを感じて、すごくいい名前だと感じましたことを付け加えさせていただきます。

それでは、反対意見、ございませんようですので、諮問書の内容につきまして適当であると認められる旨の答申を教育委員会のほうに提出したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。



○委員 追加の質問はよろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○委員 小学生の場合、通学路がきちんと決まっています。中学生は小学生とは違うと思いますが、例えば自転車にしても歩くにしても、通学路は生徒の皆さんに委ねられるのでしょうか。繁華街のあるところもありますし、そのあたりはどのように考えたら良いでしょうか。

○特例校準備審議監兼室長 通学路につきましては、市内全域からなので、個々に対応する以外にないと思っております。

現在、岐阜市全域を校区とする岐阜特別支援学校の場合は、スクールバス、もしくは保護者の送迎ということですので、学校で通学路を指定しておりません。ただし、学校として一人ひとりがどういう通学経路であるか把握をしております。

それによりまして、災害共済給付制度は登下校中の事故も対象であると確認をしております。

草潤中学校につきましても、一人ひとりどういう経路でどういう方法で来るのかを把握した上、安全面で問題がないかどうかを確認し、認めていくことを考えております。

○会長 高等学校でも、そのようにまず示した上で、その通学路を通るようにということで対応していると思いますが、それに準じたようなことかと考えております。

よろしいでしょうか。

それでは、答申について、事務局案を示させていただきます。事務局、配布をお願いします。

ご意見がありましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今、ご説明があったほかにも、登校時間、下校時間の配慮、地元のご理解といったことも文言にしたためられております。その点も併せて修正意見がございましたらお伺いいたしますが、ご意見がないというようなことでよろしいでしょうか。

そうしましたら、この答申案を答申として教育委員会に提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○会長** ありがとうございます。

それでは、この件につきましても、本日付で私から教育委員会に対して答申させていただきます。よろしくお願いいたします。

## **日程（7）閉会**

**○会長** 本日、この審議会は以上の議題となります。これにて閉会とさせていただきますが、何か付け加えるようなことはありますでしょうか。

皆様のご協力によりまして円滑に会議を運営することができましたことを感謝いたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

**○次長兼教育政策課長** 山田会長にはご丁寧な司会進行を頂き、ありがとうございました。また、委員の皆様には熱心にご審議頂き、ありがとうございました。

本日、皆様から頂きました大変貴重なご意見を基に当該事業を推進してまいります。

今後の予定といたしましては、本日のご審議の結果として答申を頂いた後、教育委員会規則の改正を行いまして、通学区域の変更の手続を行ってまいりたいと考えております。

以上で本日の会議は終了させていただきます。本日は、あいにくの空模様のなかお越しください、ありがとうございました。